

平成25年12月5日（木）

日程第37 議案第19号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について と、日程第38 議案第20号 訴訟上の和解について

○議長（石橋英和君）日程第37 議案第19号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について と、日程第38 議案第20号 訴訟上の和解について の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、本日、追加提案させていただきました議案について、ご説明をさせていただきます。

議案第19号は、橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成24年の人事院勧告により、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するための昇給・昇格制度の見直しに関する勧告が出され、これに伴い、国では平成26年1月1日から実施されることから、本市におきましても国と同様に見直しを行うものでございます。

また、平成25年の人事院報告により、平成18年度から平成21年度に実施した給与構造改革により抑制されてきた昇給について、平成26年4月1日現在で45歳未満の職員を対象に最大1号給回復する旨の報告がなされたことに伴い、本市におきましても若年・中堅層の一部について最大1号給の昇給回復を平成26年4月1日より実施するものでございます。

次に、議案第20号は訴訟上の和解についてでございます。

この訴訟は、元橋本市産業文化会館嘱託職員が温水プール使用料及び産業文化会館使用料の一部を横領した事件において、元橋本市産業文化会館館長の現金取扱員としての注意義務違反の程度が著しいことから、市が被った損害の賠償を求め、提訴したものでございます。

この訴訟に関し、今回、和歌山地方裁判所より和解に向けての提案があり、双方協議を重ねた結果、和解するのが相当と考えますので、和解について議会の議決を求めるものであります。

以上、議案2件についてご説明を申し上げます。

議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、追加議案の説明といたします。

○議長（石橋英和君）市長の説明が終わりました。

これより議案第19号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今の説明でも、この50歳台後半層における給与水準上昇を抑制するという事なんですが、ただ、この改正前と改正後のこの条例を読んでみても、法律は難しいといいますが、どういうふうになるのかというのが、これを読んだだけではよくわからないので、その説明をお願いします。

2点目は、この改正後が勤務成績が特に良好である場合に限り行くと、昇給は。これはどういうふうな基準で判断されるのかというのが2点目。

それと、もう一つ、この45歳未満の職員を

対象に最大1号給回復するというこれも一緒に入っているんですけども、この50歳後半層に与える影響と、この45歳未満の職員に与える影響とどちらが大きいのか、3点についてお願いいたします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）まず、55歳を超える職員に対する昇給抑制でございますが、これに関しましては、以前から昇給抑制が行われておりましたが、改正前は右側でございますが、これに関しては通常でしたら4号給昇給するところを2号給の昇給にとどめておいたという抑制でございました。今回は、さらに、その2号給についても抑制するというところで、今後、55歳超えの職員につきましては、全く昇給しないという抑制策でございます。ただし、先ほど議員もご指摘のとおり、勤務成績に応じてということがございまして、勤務評定によって上位の成績ということになりますと、若干、これは通常の昇給ではないんですけども、それも抑制された形なんですけども、そういう運用も可能とはなっておりますが、現在のところ本市におきましては、そういう運用の方針はございません。ですので、昇給はなしということで現時点では考えております。

それから、附則のほうでございますが、これは先ほど議員のほうからもご指摘のように、44歳以下の職員についての回復措置でございますが、これは先ほど提案趣旨説明のところでもございましたように、18年度から平成21年度まで3年間にわたりまして、給与構造改革におきまして抑制をされてきましたが、若干矛盾点が出てまいりましたので、これは国においても、今回、回復措置を講じまして、給与体系として適正なものにするということで、回復措置を講じておりますので、それに基づいて、橋本市におきましても、その国の

水準に合うような形で、うちの実態に合わせて回復措置をとるものでございます。

それから、影響というふうなご質問だったかと思うんですけども、影響というのがどういふあれなんかということはあるんですけども、まず個人的なことを申し上げますと、55歳超えの職員につきましては、平均しますと1,224円のひと月の月例給でございますけども、抑制という形になるかと思えます。それから、45歳未満の回復につきましては、平均いたしますと1,765円の月例給での回復という格好になってまいります。それから、対象者につきましては、55歳超えの抑制につきましては、昇給停止対象職員、現在のところ96名というふうに算出をしております。それから、回復につきましては、従来から若干、回復措置もとってきましてので、現在、未回復の分の37人について、今回は該当するというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）ありがとうございます。

今の説明でいったら、本当に56歳以上の方は昇給は全然しないと、もう全くしないということですよ。今までもいろいろと給与の減額がされてきて、先日も一番いいときと比べたら、年収でいうたら100万円下がったと。55歳以上じゃなくて、もうちょっと若い方だったと思うんですけど。何かそんな話も聞いたんです。

実際に、50歳台とか55歳というたら、いろいろ生活の設計とか、いろいろな予定していたこの収入がなければ、生活設計が狂うというか、それは職員だけじゃなく、世間一般的にも同じだと思うんですけど、今、なかなか給料は上がらない状態の時代ですので、それは誰でも一緒だとは思いますが、それにしても、56歳になったら全然給料が上がらないというのは、この働く意欲からいっても、

ものすごく意欲がなくなってしまうような、今度のこの条例改正だと思えます。

それは市民にとってもいいことではないんじゃないかなと思うんです。やっぱり、市の職員と市民が一緒になって、市をいろいろと盛り立てていくということが大事だと思いますので、それと、また、いつも言っていることですが、この昇給停止によって結局は市の職員って結構普通に給料もらえているので、やっぱり地域経済に与える影響って大きいと思うんです。そういう中でいえば、かなり影響も大きいと思うんですけれども、それでも、国が言ったらやるしかないということなんでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）今、おっしゃられたとおり、給与に関しては厳しい時代が続いておるのは確かでございますが、先ほど100万円減額というふうな点も述べられましたので、ちょっとここでそれについてはご説明をさせていただきたいと思うんですけれども、6月議会でご可決をいただきました臨時的な給与減額の措置につきましては、一応、国のほうでも今年度限りという方針が出ておりますので、橋本市におきましても、これは期限付きの条例でございましたので、これはそのままもう期限つきで、廃止といいますか、期限付きの執行ということになりますので、消滅するというところで考えておりますので、その意味では、若干、若年層等に関しましては、100万円というのがちょっと適正かどうかわかりませんが、給与の回復は4月以降なされるんであろうというふうに考えております。

それから、地域経済に与える影響ということになってくるんですけれども、先ほども申し上げました平均額でございますので、とりあえず、大きな金額ではございませんので、それで対象者数も限られておりますので、その

地域経済に与えるというところまではいかなかなというふうに思うんですけれども、確かに近年、給与抑制措置というのが長く続いておりますので、これは士気にかかわるという意味では、そういうふうな捉え方もできるのかなとは思いますが、これは、公務員の給与というのは、あくまでも民間準拠が基本でございますので、全国的な調査の中で、我々上の部分の層におきましては若干、民間より高いという結果が出た結果の抑制措置であるというふうに捉えておりますので、橋本市の職員だけではなく、公務員全体の問題として、適正な水準というふうに捉えなければならぬかなというふうに考えておりますので、うちだけが違った形というのはなかなか考えにくいかなというふうに思っております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第19号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番 田中君。

○15番(田中博晃君)少し確認しておきたいと思います。

議案が出されているので仕方ないかと思うんですけども、この内容につきまして、一昨日ですか、もう既に新聞のほうで、見通しという言葉はついておりましたけれども、報道されています。きょうここで議決を諮るわけですけども、これはもう事前にそういう情報は出ているので、その新聞記事として載ってしまうのはいたし方のないことなのかどうかについてお伺いいたします。

○議長(石橋英和君)教育次長。

○教育次長(坂本安弘君)おただしの新聞報道でございますけれども、本議案については、12月2日に、追加議案として出させていただきました。従来、開会日当日に出させていただき議案につきましては、事前に記者発表等を通じて報道機関にもお知らせをするわけでございますけれども、追加議案につきましては、そういう場面がございませんので、議案が出たというところで、直接教育委員会のほうに、3日のちょうど昼休みやったと思うんですけども取材にまいりまして、私と教育総務課長で対応をいたしました。

そのとき、議案についての説明を受けたいということでしたので、今回の議案提案に至った経緯も含めて説明をさせていただきました。もちろん、私のほうで、本議案について、

和解の成立の見通しが立ったという説明をしたわけではございませんで、議会の議決をいただいた後、再来週ですか、今議会の閉会日の後に開催されます第5回目の元館長との裁判で、今回議案で通れば、議決証明をつけて、裁判所に提出をして、裁判が成立していくという形になるという説明をさせていただいたんですけども、特段、当然、情報として伝えたわけでございますので、新聞報道されることについては、何ら私のほうから規制できるものではないというふうには考えております。

○議長(石橋英和君)ほかにありませんか。

7番 中西君。

○7番(中西峰雄君)本議案につきましては、ちょっと私の中ではなかなか理解が難しい点がたくさんございます。

簡単な点からただしていきたいと思います。

一つは、今回、200万円で双方和解をするということでございますけれども、元嘱託職員の業務上横領、そして、現金取扱員としての館長の責任による請求額は1,378万6,217円ということになってございます。そのうち、200万円で和解をするということで、損失額の14.5%の負担割合ということになります。実質的にこの200万円で和解がされているわけですけども、一つは、これは訴訟費用、そして弁護士費用は別途になると思います。特に弁護士費用を支払いますと、実質的に市の損失の回復額というのはいかほどになるのかということについてただしておきたいと思えます。

この事件の経過につきましては、そもそも事件発覚以来、当局の対応については不手際が連続したというふうに感じております。一つただしておきたいと思えますけれども、この館長に対する責任というのは、会計管理者の補助職員である現金取扱員としての責任を

まず求められたと思います。これは、行政処分でございます、まず、裁判ではなくて行政処分として肅々と、その手続きを進められれば、こんなに時間もかからなかったし、もっと損害額の回復ができたということが推量されるわけですが、その行政処分手続きを打ち切って、裁判手続きに持っていかれたということについても、議会の承認を得ているとは言いながらも、私には理解しがたいところでございますので、その理由についてもお尋ねいたしたいと思います。

もともと、元嘱託職員の業務上横領事件でございます、犯人が一番悪い、犯人がいなければこういうことはなかったわけですが、残念ながら、そのときに上司として管理責任のある立場に館長はおられたということで、地方自治法第243条の2による責任を負わなければならないということになっております。そのときに、243条の2の中では、現金については重過失を要しない、軽過失でもいいですよということになっております。館長の公金を管理しなければならないという職責にあったということは、館長は認めていらっしゃるところでありますし、公金の管理を取り扱いをしなければならない職責にある者として、当然、普通の通常人であれば、しなければならない善管注意義務を怠っていたということも明らかになっております。具体的に申し上げますと、この公金の取り扱いについて、元嘱託職員の犯人に、100%任せっきりになっていたと。帳簿類の審査あるいは現金の確認、現金の保管等についても、全く配慮をしてくれなかった。金庫の鍵についてさえも、誰でもがそれを触り得る立場に置いてあったということで、公金の取り扱いをする者としては、全くの注意を払ってこなかったと。そういうことでいいますと、この地方自治法上の責任は大変重たい。

当該職員は2人以上、この場合、若干、複雑になっているのは、会計管理の本市の制度上の欠陥があって、現金取扱員の上に出納員の責任というものがあるわけですが、ここがなさに等しい状態になってしまっていたと。ですので、全額を元館長さんに請求をしたわけですが、仮にそういうことがなかったとしたら、通常は、会計管理者補助職員であります出納員と現金取扱員で、その職責に応じ、職分に応じ、そして、過失の程度により、総合的に勘案をして、各々分担をして、100%行政上の責任を負わなければならないというのが、これが法の解釈でございます。といたしますと、今回、総額の14.5%で、現金取扱員としての責任を終わらせてしまうということが、私には妥当性があるというふうには思えません。といたしますのは、確かに、出納員の規定について瑕疵があり、本市に大きな瑕疵があったということも事実でございますけれども、当然、なさなければならない現金取扱員としての職務を全くしていなかったがゆえに、業務上横領事件を許してしまったというこの責任は大変大きいわけですし、それについて、いくら本市の制度上の欠陥があったとしても、その負担割合が15%しかないというのは理解のしがたいところでございますので、その点をお尋ねいたします。

ですから、先ほどからお尋ねしたのは、一点は、実際の市の損害の回復はいくらになるのか。そして、なぜ行政処分手続きを進めずに、途中で、民事裁判に変えられたのか。もう一点は、負担割合がなぜこれほど低いのか。さらに言いますけれども、この市が被った損害の回復は実際に残りの分について、業務上横領をした犯人には、支払い能力がないわけですから、回復はされないままになってしまいます。これは一体どうされるのか。あるいは、住民から行政の訴訟を起こされた場合に、

これはどうなるのかというようなことについてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）たくさんのお尋ねでございまして、答弁がずれたり、もれがありましたらまたご指摘をいただきたいというふうに思います。

今回、和解が成立をいたしまして、200万円という和解金で解決ということになりますけれども、裁判費用等、まだ裁判が終わっておりませんので確定をしておりますので、いくらということも申し上げにくいんですけども、以前に、逆に、相手方にどのぐらいの負担がというようなことのご質問もあったように記憶しておるんですけども、そのときには、約150万円程度の裁判費用、それから弁護士費用等が必要かなというような答えをさせていただいた記憶がございます。

それから、その200万円が妥当なのかどうかということについてのところなんですけれども、もともと、非常に判断の難しいところであるというふうには考えておるんですけども、先ほど議員のほうからお話のありました、地方自治法第243条の2の、市長が監査委員に対して監査請求を行ったところから端を発した民事訴訟ということになります。監査請求、監査報告、監査結果については、今回の職員の賠償責任というところにつきましては、前館長1人に責があるというような最終的な監査の結果でございまして、それを受けて、地方自治法上の手続きを市として進めてまいりました。そこへ、それに対して、当然相手方からは異議の申し立てがございました。異議の申し立ての内容につきましては、先ほど議員もお話のあったとおりでございまして、一定の過失は当然本人も現金取扱者として任命されておること、その現金取扱者として一定の過失があったというところは認めておりま

すが、本来、犯人が行った横領行為による損害発生に寄与した程度に応じて、元館長とすれば、賠償責任を負うにすぎない。一つ、異議申し立ての中身でございますけれども、それから、これも議員のほうからお話がありましたように、市側の会計事務規則にも不備があった。これは横領した本人に対する民事訴訟の判決の中でも、このことについては触れられておりまして、市にも一定の会計管理体制に不備があったというところがございます。

それから、本人が、元館長が正規の職員ではなしに、嘱託職員という職責であった等も全て勘案した中ということになるわけでございますけれども、この民事訴訟を起こしてから、たびたび、担当の顧問弁護士に相談をさせていただく中で、身元引き受けであっても、なかなか3割というところを回収するのも難しいであろうというところからスタートしたという経緯もございまして、今回、200という数字で、裁判所のほうから和解の申し出、勧告があったわけでございますけれども、市として、最低限の損害賠償、相手方とすれば最高限度というようなところで両者が和解をしていきたいというところであったかなというふうに思います。それから、この後、そうすればどのように損害金の回復に努めていくのかということでもありますけれども、当然、横領事件を起こした本人である嘱託職員に能力あるなしにはかかわらず、返還を求めていくこととなりますが、現在まだ服役中であるので、今のところは、3回ほどの本人に面会をさせていただくとともに、父親、それから兄弟に面会をさせていただいて、返済のほうを依頼しておるところでございます。服役が終了しますと、姉のほうに引き取られるということを確認しておりますので、刑務所を出た後も、引き続き回収に努力していきたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）理事。

○理事（吉田長司君）この損害賠償請求を当初は地方自治法第243条の2で行ったわけでございます。ただ、その地方自治法の243条の2、職員の賠償責任というのは、議員言われたとおりの内容でございます。ということで、その過失の度合いとか、過失が額の大小関係なしに、これはもうそれで、どんだけの減額やとかいうものじゃございません。責任のある者については払いなさいと。これは、あくまでも、損失の回収をメインに置いた法律でございますので、そういうことになってございます。

それで、例えば、監査報告の中で、過失もなかったんや、灰色であっても過失やなかったんやということでしたら、もう白になるわけで、白か黒かという判断が出てきます。そういうことで、私ども、行政処分の中で、今言うてましたように、出納員が置いてないような状態で、現金取扱員だけの責任があると。これは、制度上置いていたら、2人の責任になってくるというようなこともございますし、そういうことを加味して、賠償請求をしたらいいわけでございますけれども、その度合いというのがわからない中で、その243条の2の精神に基づいて、少なくとも多くても、黒であったら全部請求するという制度でございますので、そういう形で請求した経緯がございます。

当然ながら、請求された者としましては、私も経理のときもかなり調べられているし、悪いということはあるんですけども、私一人だけが全責任を負うような形になるんですかという異議申し立てがございました。これについては、その地方自治法243条の2を盾にとって、これは行政訴訟を起こしても、行政訴訟の手続きがいいか悪いかという判断は裁判所はしてくれますけども、この内容でしたら、

これはもう半分ぐらいやろというようなこともございません。そういうことで、その責任の度合いをきっちりしていくということになりましたら、やはり、民事で争わなければいけないということになってございます。

それと、賠償責任者から、訴訟を起こすということは、行政処分の執行停止というような形の、やり方がいいか悪いかということだけで、金の内容については議論されないということで、その異議申し立ての部分でいろいろ裁判で争うとなりましたら、やはり民事でやっていかなければいけないということになっております。そういうことで、民事を市のほうから提訴したわけでございます。それと、約1,400万円の金というのは全額でございます。これはあくまでも、地方自治法上の賠償請求から派生した民事でございますので、これを出納員がいてないから半分にするとか、嘱託職員だから規範がやはり低いので、そういうところも差っ引くということが果たしてどれだけ額になるかということが判断できませんので、全額をその地方自治法上の損害賠償請求をもって訴訟を起こしたわけでございます。裁判の中で、そういうのを議論していただく中ですということ、した関係上、賠償請求額と今、和解しようとしている額についての十四・何%というのがありますが、本来でしたら、議会の承認を得て、半分やから750万円というような形の訴訟でもよかつたわけでございますけれども、それについての根拠についても乏しいということで、そのままだっているのは確かでございます。

当然、この裁判は、非常に難しい、その地方自治法上の問題を民事で争うという非常に難しいことでございます。そういうことで、弁護士なりもかなり調べてもらったですけども、地方自治法上で、税金の取り立てのように、差し押さえまでいくというた例が見当た

りませんでした。故意で行ったんは犯人ですわな。犯人の場合で243条の2で訴えられた場合は、二、三の例が年間あるわけでございますけれども、自分の故意じゃなしに過失で全額をされて、最後まで行って行政処分であったという例がございません。それで、そういうこともありまして、異議申し立ての内容も踏まえて、そしたら、どんだけの責任をとということ、回収についても非常に難しい。求償権もあるわけでございますけれども、犯人からも館長として回収ができていく状況の中で、共犯じゃないですけども、容認した責任という民事上の責任も踏まえた中で、この額が妥当な線であろうということで、弁護士といろいろ相談した中での話でございます。そういうことで、地方自治法そのまま最後まで押し切ったら、全額となるわけでございますけれども、そこの部分については、判例も含めていろんな民事の裁判例も含めて、判断させていただいたのがこういう状況になってございます。ということで、行政自ら、そういう行政不作為の部分とか、243条の2で処分するという例が、非常に珍しくございます。ということで、非常に判例を探すのは難しい中での判断でございますので、今後、あつてはいけないことということで、これを教訓に会計管理者なり、事務を補助する現金取扱員のやっぱり規律が変わっていくんじゃないかと考えてございますので、こういう判断をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）ありますか。

理事。

○理事（吉田長司君）一点が回収の問題ですけども、刑事事件の判決の中に、本人も反省して弁済をする考えであるということがあります。それが守っていただけるか、守っていただけないかわかりませんが、それと、

後見人ということで、兄弟が後見人になってございます。そういうところについて、今後回収については努力していきたいなというふうに考えてございますし、あと、これは市に与えた損害でございますので、住民監査請求ということも考えられます。ただ、住民監査請求は、民事で争うような状態になりますので、その中で、243条の2以外の道義的責任も含めて、全部の争いになってこようかと思えます。そういうのにつきましても、例はありますけれども、それで犯人がおる場合、完全な犯人がおる場合の、そこの賠償請求を命じられたという例は非常に少ない、ほとんどないような状態でございます。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）教育次長の答弁につきまして、若干、確認をしておきたいと思えます。教育次長の答弁の中では、裁判所のほうから200万円での和解の提示があったというような答弁であったと思いますが、それは、事実でございましょうか。裁判官からあったのは、訴外で和解の話し合いをしてはどうですかという提案であつて、200万円での和解をしてはどうですかという勧告でも提示でもなかったと思うんですけども、その、念のために確認をお願いいたします。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）申しわけございません。確かに、今議員のおっしゃられたとおりで、和解をしてはという裁判所からの申し出といいますかに対して、双方代理者を立て、和解の協議を行った結果の200万円でございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第20号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

7番 中西君。

○7番(中西峰雄君)和解の議案に対して、反対の立場で討論させていただきます。

その理由は、質疑の中でさせていただいたように、今回の和解につきましても、手続き上からいっても、地方自治法上からいっても、あまりにも根拠希薄、そして、市の損害のこの法第243条の2は、行政処分によって市が被った損害を速やかに回復させようという法の精神にもものつとらないということで、反対とさせていただきます。

○議長(石橋英和君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 訴訟上の和解について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石橋英和君)起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長(石橋英和君)以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明12月6日から12月12日までの7日間は委員会審査等のため休会とし、12月13日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この際、各委員会の開催日程等について日程表を配付いたさせます。

(職員・日程表配付)

○議長(石橋英和君)配付もれありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)配付もれなしと認めます。

各委員会の開催日程等については、ただ今配付いたしました一覧表のとおりでありますので、ご出席願います。

本日は、これにて散会いたします。

(午後5時45分 散会)